

家畜伝染病対策

家畜伝染病予防法の対象疾病と法の内容

家畜監視伝染病

●家畜伝染病（発生時、法に基づく強制的措置） **26種類**
口蹄疫、BSE、結核病、ヨーネ病、ニューカッスル病、
高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ、ふそ病 など

●届出伝染病（発生状況把握、予防措置指導） **71種類**
牛白血病、豚丹毒、馬インフルエンザ、鶏伝染性気管支炎、
オーエスキー病、豚繁殖・呼吸障害症候群（PRRS） など

- ・家畜伝染病の発生を予防するための届出・検査等
- ・家畜伝染病のまん延を防止するための発生時の届出、殺処分移動制限等
- ・家畜伝染性疾病の国内外への伝播を防止するための輸出入検疫
- ・国、都道府県の連携、費用の負担等
- ・生産者の自主的措置



牛の採血

結核病検査
ヨーネ病検査
ブルセラ病検査
牛白血病検査
など

陰性 陽性

ブルセラ病検査
急速凝集反応



鶏の採血

ニューカッスル病
検査
鳥インフルエンザ
検査
など

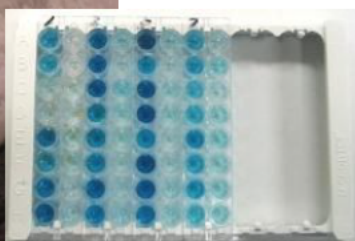
陰性 弱陽性 陽性

鳥インフルエンザ
ゲル内沈降反応検査



豚の採血

オーエスキー病
検査
PRRS検査
豚コレラ検査
など



PRRS ELISA検査



ミツバチ検査

ふそ病検査
など